

第18回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月6日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 4番 花澤一弘
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 山寄和雄
 - 7番 大野雅弘
 - 9番 大越久雄
 - 10番 中山雅夫
 - 11番 田中幸一
 - 12番 渡邊美代子
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 15番 注連野千佳代
 - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 2名
江原副課長 吉澤副主査
- 7 出席事務局職員 3名
大野事務局長 石井副主幹 鈴木主査

◎開 会

令和5年9月6日午後1時58分 開会

○事務局長（大野博之君） それでは、定刻前でございますけれども、山口委員のほうが少し遅れるというような、連絡がこちらにございましたので、それ以外の方につきましては御出席いただいておりますので始めさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。9月に入って気温が落ち着いてくるかと思っていたのですが、今週、来週もまた暑さが続くようでございます。体調は十分気をつけていただきたいと思っております。

私ごとなのですが、家族がコロナになってしまいまして、今日もちょっと心配だったので、月曜日に1回、市販薬、検査薬で検査をして、私は陰性だったのですが、やはり心配なので、こういう場で、今日もお昼にもう一度してきたのですけれども、一応陰性でしたので。ただ、やっぱり聞くところによると、役所のほうでもちょっと何人か出ているということで、また流行ってきたのかなという印象もありますから、高齢の御家族をお持ちの方もいらっしゃると思っておりますので、十分気をつけていきましょう。

本日は農林振興課のほうから説明もあります。暑い中ですが、一日よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

○事務局長（大野博之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまより第18回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中、今1名遅れておりますので、ただいま14名出席ですので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、増田勉委員、1番、石井清治委員を指名いたします。よろしくお願いします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1についてですが、議案第1号整理番号1ないし3については関連がありますので、一括して議題といたします。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） それでは、一括してご説明させていただきます。

本件申請は、一般法人による解除条件付賃貸借権の設定になります。

議案1ページから2ページの議案第1号整理番号1の1から3の2を御覧ください。申請内容は、東京都の法人が市内及び市外在住の個人が所有する農地6筆に賃貸借権を設定し、新規に就農しようとする案件でございます。本件申請者は一般法人でございますが、要件を満たせば農地の貸借の許可を受けることができます。

総会資料1ページ、法人が農業に参加する場合の要件という資料ございますので、そちらのほうを御覧ください。一般法人が農地を貸借する要件として、右下の表の1から3に示す要件が必要となります。1、貸借契約に解除条件が付されていること。2、地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと。3、業務執行役員又は重要な使用人が1名以上農業に従事することとなっております。本件申請は、3つの要件を満たしているため、賃貸借が可能となります。

1につきましては、総会資料6ページを御覧ください。農地賃貸借契約書の写しを添付してございます。契約の3のところ解除に係る条件が記されてございます。なお、他の譲渡人における契約書も同様に条件が示されておりまして、それにつきましては、10ページ、14ページ、18ページに同じようなものが添付されてございます。

2につきましては、資料21の2、周辺地域との関係には、地域において適切な役割分担を担うことが記載されておりまして、33ページの集落活動への参加計画がございまして、こちらのほうにも草刈り、道路清掃に参加し、鳥獣対策等の話合いに参加するとされております。

3の業務を執行する役員、又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することにつきましては、24ページのとおり、代表取締役である申請人が常時雇用者である〇〇〇〇在住の方を農園長に任命してございます。

作業につきましては、29ページを御覧ください。1年目は、農園長を中心に申請者与其他1名を臨時で雇用し、営農する計画となっております。農園長の従事日数は年間150日、申請人は60日、臨時雇用者については55日となっております。3年目は、臨時雇用者を3名にしまして、延べ日数で165日を見込んでございます。

農園長の農業従事経験等につきまして、農家台帳において確認しましたところ、非農家でございますけれども、令和4年10月から令和5年1月まで、〇〇〇市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇におきまして栽培に係る研修を受けております。

私からの報告は以上でございます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） 12番、渡邊です。この企業というか、会社が今農地のほうを借りたいとあるのですけれども、そのときに〇〇〇〇の方が大体園長だったり場長だったりするのですけれども、これは何かあるのですか。この方も〇〇〇〇の方なのですけれども、またのぞみ野の方なので、関連性あるのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局いかがですか。お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。農園長をどのように選ぶのか、それから今回の案件のように営農経験がない、短期間の研修で栽培方法を身につけられるのかということを確認いたしましたところ、農園長は営農経験と研修済みの方から選定しているとのことです。一連の流れとして、今回〇〇様は、今回の農園長さんは、令和3年5月から現在に至るまでブルーベリー農園の仕事に携わっていて、苗木作り、草刈り、追肥、剪定、収穫、仕分け、害鳥駆除、園内見回り、当初から現場にて〇〇〇〇〇で指導を受けており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇でも研修しているという形になるので、営農経験はそういった形の経験があるそうです。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渡邊美代子君） 〇〇〇〇の方が多いのですけれども。

○議長（注連野千佳代君） お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 農園長はどのように選ぶのかということで、経緯とかのほうは確認したのですけれども、なぜ〇〇〇〇の方かということまではちょっと確認はしておりません。農園長はどのような方を選んでいるかということで確認いたしましたところ、営農経験と研修済みの方から選定して御紹介しているとのことでした。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 局長。

○事務局長（大野博之君） なぜ〇〇〇〇の方がという話ですけれども、今回たまたま〇〇〇〇の方でありまして、ほかの事業者さんが〇〇〇〇の方を採用しているということとは、特に関係がないということです。

○12番（渡邊美代子君） 去年のときに〇〇〇〇の方で、その前の別の申請のときにものぞみ野在住の方だったのです。なので、のぞみ野の方が多いなと思っています。

○事務局長（大野博之君） そちら辺のつながりについては、ちょっと把握はできていないのですが。

○12番（渡邊美代子君） 分かりました。すみません。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1ないし3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1ないし3については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号4についてですが、議案第1号の4から5については関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第1号整理番号4から5につきましては、個人の売買による所有権移転での新規就農ということになっております。本件申請地につきましては、令和5年4月26日付で農地法第5条により農地造成の許可を得ております。埋立てにつきましては、令和5年8月7日付で小規模埋立事業完了届が廃棄物対策課に提出され、受理されております。埋め立てした現地の状況については、資料71ページに写真を添付してございますので、御覧ください。

議案の2ページから3ページ、議案第1号整理番号4の1から5の1を御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人が所有する農地4筆、こちらを売買により取得し、新規に就農しようとする案件でございます。

農地法第3条における許可要件につきましては、総会資料55ページ、個人が農業に参入する場合の要件、こちらを御覧ください。3点ほどございます。1点目につきましては、農地の全てを効率的に利用すること。2点目、必要な農作業に常時従事すること。原則、年間150日以上。3として、周辺の農地利用に支障がないこととなります。

1につきましては、新規就農であることから非耕作地でありませぬので、資料61ページは空欄となります。農作業用機具等につきましては、軽トラックを1台所有してございます。作物につきましては、観葉植物の栽培でございまして、取得後の農地の利用につきましては、資料69ページに土地利用計画図、資料60ページに営農計画書、63ページから68ページに農業経営実施計画書を添付してございます。販売につきましては、インターネットで行うとのことでした。

研修期間につきましては2020年11月から2023年8月まで、申請者と申請者の夫が〇〇〇〇〇〇〇〇におきまして研修を受けてございます。研修先の会社につきましては、ホームページの会社概要を資料72ページから73ページに添付してございます。

2につきましては、農作業従事日数、こちらは夫婦で400日従事する計画となっておりますので、基準を満たしております。

3につきましては、周辺の農地利用に支障がないことということで、資料62ページに周辺への影響及び対策、65ページの㊸に集落活動への参加計画が記載されております。

説明は以上です。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

本案件は運営委員会案件ですので、山口運営委員長に代わり増田委員に調査の報告をお願いします。増田委員。

○運営委員会副委員長（増田 勉君） 16番、増田です。この件も続きまして、私から御報告させていただきます。

議案第1号の4から5につきましては、新規就農希望者が観葉植物を栽培するために田を埋め立てた案件で、令和5年4月7日に開催した総会で許可すべきと決定した案件です。廃棄物対策課が許可した埋立てが完了しましたことから、埋め立てた土地を含む農地4筆を購入するものです。

主な質疑ですが、仕入れはどのようにするのか、農地を買って栽培するのであれば仕入れが増えると思うが、植物の仕入れが増えることを仕入先は知っているのか、また輸入する植物の検疫にどれぐらい時間がかかるのか、聞いたことがない植物ばかりだが、どのようなもので、どのような人が買うかなどの質問がございました。申請人からは、仕入先には連絡してあり、仕入れる植物が増えることは確認しているとのことでした。ほかの質問についての回答では、コロナで外出できなかったときに若い人が購入してくれた。また、公園や直売所など、来客の多い施設の前なのでPRになる。検疫は1日で済む。販売するのは珍しい植物で、〇〇〇〇産の〇〇〇〇や〇〇〇〇で、高額なものであるとのことでした。

運営委員会による採決の結果、実際に埋立てを行い、就農に向けた意欲が認められることから、許可すべきということになったものでございます。

報告は以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4から5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4から5については、許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第2号について御説明させていただきます。

議案の4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が相続により取得した自己の所有する農地1筆につきまして、貸駐車場用地に転用しようとする案件でございます。

総会資料のほうの74ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅東北側約400メートル、奈良輪小南西側約500メートルに位置する農地でございます。市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので、第2種農地と判断されます。

資料76ページの土地利用計画図を御覧ください。駐車台数33台の駐車場用地に転用する計画でございます。造成計画につきましては、山砂にて盛土を行い、外周にコンクリートブロック及び擁壁を設置して造成するとのことです。

排水計画につきましては、区域内を砕石にて舗装しまして、雨水は敷地内にて浸透させるとのことです。

資料77ページに貸駐車場の需要に関する説明書を添付してございます。

JR袖ヶ浦駅から近く、周辺においては宅地開発によりまして若年層を中心とした人口増が見込まれると、貸駐車場のニーズが高まると考えているとのことです。また、近隣の不動産事業者へのヒアリングを行ったところ、申請地周辺の貸駐車場の台数は不足ぎみであるというようなことで、今回の事業を計画したとのことでした。

所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっております。金融機関の残高証明書で確認してございます。

総会資料78ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1 番、石井清治委員。

○1 番（石井清治君） 1 番、石井です。8 月30日午前10時頃ですけれども、事務局の石井さんと現地を確認いたしました。現地は、奈良輪北通りから東へ150メートルぐらい、袖ヶ浦駅から400メートルぐらいのところにある土地でございます。現地は雑草が繁茂しておりました。周辺は住宅が多く、人口増加が見込まれるようで、貸駐車場に転用しても支障はないものと思われまます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。資料75ページの許可申請書の上のほうなのですが、教えていただきたいのですが、下記土地について、米マークがついて所有権移転したいので農地法第4条の許可申請をしますと書いてありますけれども、この案件は所有権移転でしたでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。おっしゃるとおり、本来4条であれば所有権移転したいというのは特に文言は記載ありませんので、申請者側がこちら書いてしまったという状況になります。大変失礼しました。

○16番（増田 勉君） 転用となるのではないですか。転用したいので。

○事務局（石井和樹君） そうですね。転用したいのでという形が、本来正しい記載です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 同じ質問だったのですけれども、追加的に言いますけれども、1 番の申請者の住所、氏名、年齢及び職業という欄を設けてありますので、ここは申請人は1 人になりますけれども、この譲受人と書いてあるところ、これを抹消して申請人とかと直して、氏名も書いてもらうほうがいいのではないですかという点です。

○議長（注連野千佳代君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。そうですね、千葉県の様式が4 条、5 条一緒の申請書になっております。なので、記載の仕方については、事務局でも注意します。よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑ございますか。

この貸駐車場の需要に対する説明書というのは、申請人の方が作ったものですね。

石井君。

○事務局（石井和樹君） おっしゃるとおり、申請者作成の資料となります。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号について、許可相当と決定いたします。

次が5条のはずなのですが、山口委員の担当でして、ただいま遅れておりますので、その次に進めていきたいと思っています。

◎議案第4号 令和5年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号 令和5年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題としますが、議案第4号につきましては委員本人に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参加できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

7番、大野雅弘委員。

〔7番 大野雅弘委員退席〕

○議長（注連野千佳代君） それでは、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第4号 令和5年度第6次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

議案第4号は別冊となっております。今回の申請は、全部で3件あります。内訳につきましては、4ページ、所有権移転3件となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔7番 大野雅弘委員着席〕

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第3号について御説明させていただきます。

議案の5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人が所有する農地2筆につきまして、売買により取得しまして農用地として転用する案件でございます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、農地2筆のうち1筆につきましては、隣接農地への通路を確保するために許可後に分筆を予定してございます。

申請者は、市内を中心に資源物の収集と運搬業を営んでおりますが、事業の拡大に伴いまして既存事業地、こちらが手狭になったというようなことですので、今回の事業計画をしたとのこととです。

総会資料79ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦高校南東約1.5メートル、根形公民館南西約1.5メートルに位置しまして、集団化された農地で、その規模はおおむね10ヘクタール以上でありますので、1種農地と判断されます。1種農地につきましては原則として転用不許可となっておりますが、本案件につきましては千葉県農地転用関係事務指針、こちらで定めております第1種農地の例外規定の中で、既存施設の拡張で拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの、こちらに該当します。

なお、既存施設の拡張とは、既存施設の機能維持、拡充等のため、既存施設に隣接する土地の施設を整備することとされてございます。この例外規定の要件につきまして、本件については、既存事業地のすぐ南側に道路を挟んで隣接しておりまして、既存施設の面積1,792平方メートルに対しまして、

拡張部分が895平方メートルで、既存施設の2分の1の面積となっていることから、この例外規定に該当することになっておりまして、この内容につきましては千葉県君津農業事務所と共通認識がされているところでございます。

総会資料81ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画につきましては、収集運搬車両6台分と従業員用の車両3台分、こちらの駐車場を整備して、収集、運搬車両が回転できるスペースを確保いたします。

造成計画につきましては、埋立ては行わず、整地後に砕石を敷き直します。また、隣接地への考慮によりまして、境界から20センチメートルバックしたところに約80センチメートルののり面を設けまして、駐車スペースの境界から2メートル上がって駐車する計画でございます。

排水計画につきましては、汚水、雑排水は発生せず、雨水のみ自然浸透ということになってございます。

所要資金につきましては、全額自己資金で賄う計画とされておりまして、金融機関の残高証明書で確認してございます。

申請地につきましては、詳細な経緯は不明でございますけれども、過去に違法に残土が搬入されまして、違反転用地となっていた場所でございますが、今回の申請に当たりまして残土の撤去を全て行いまして、違反転用の是正が完了しているところでございます。

総会資料84ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。2日前に現地見てきましたけれども、残土というか石ころが結構取ってきれいにしてありまして、あとは事務局の説明のとおりです。結構荒れた土地になっていたのですが、道沿いで、民家とかありますので、駐車場とかこういう風にしてくれたら、私としてはいいかなと思います。

皆さん、御審議よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 増田です。先ほど事務局のほうから違反残土があつて、それは取り除かれるというお話がありましたけれども、この違反残土を放置したのは所有者ですか。それとも第三者、誰が放置したのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。過去の経緯というものが、恐らく何十年前のものになりますので不明なのですけれども、今回この転用計画を行うに当たりまして、事前に千葉県と協議を行いました。結果といたしまして、現在の地主さんのほうの名義で違反転用の是正計画というものが出されまして、同じく地主さんの名義のほうから完了という形になっております。

○議長（注連野千佳代君） 山口委員。

○14番（山口壹弘君） 私の覚えがある限り、あそこをいつ埋めたか分からない。20年か30年前か分からないのですが、そのときの感覚だと違反かどうかという周りの目も全然なかったし、違反ということが分かってびっくりしたので。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑ございますか。

○16番（増田 勉君） すみません。もう一点だけちょっと確認したいのですが、この転用目的って、転用目的のところに既存施設が手狭になったというような表現になっておりますが、写真とか図面とか現状について何も記載されていないのですが、ただこれを購入するという目的で買っているのか、本当に手狭なのかという現状確認がなされていますか。

○議長（注連野千佳代君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。まず、総会資料につきまして79ページの位置図を御覧いただければと思うのですけれども、今回の申請地の向かいが既存事業地となっております。今回総会資料としてはおつけしておりませんが、この既存事業地の写真ですとか、こういったものを保管してあるとか、そういったものにつきましては申請書類として提出されております。これにつきましては第1種農地になりますので、千葉県君津農業事務所とよく事前に相談をして、既存事業地の状況を確認した上で今回の申請に至っておりますので、事務局でも確認させていただいております。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この土地は残土を搬出して是正をしたという説明がありましたけれども、搬出したということはその部分が低くなっていると思うのです。この後、転用するために土をまた入れるのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。今回残土撤去につきましては、ちょうど道路と同じぐらゐの高さまで撤去されておりますので、現状につきましては整地をして、先ほど申し上げた碎石なんかを敷きならして、そのまま使えるような状況になっております。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については許可相当と決定します。

◎議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてを議題といたします。

議案第5号について農林振興課より説明を求めます。

○農林振興課（江原正博君） 私、農林振興課の江原と申します。今回強化促進に関する基本構想ということで、議案として出させていただきます。

まず、今回の変更内容について御説明いたします。改正理由といたしましては、今年4月1日、農業経営基盤強化促進法の改正がございまして、この法に基づいて市が定めている「袖ヶ浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」というものについて、これに基づき「地域計画の策定」、「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する記載事項等が追加、修正されたことにより、令和5年9月末までに変更するというものになっております。

この農業経営基盤強化促進法につきましては、目的といたしましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにする、その目標に向けた農用地の利用集積、経営管理の合理化、こういったものを強化するということが目的としております。

法律の枠組みといたしましては、国が今、強化促進法によって4月に法改正、これを受けまして、千葉県の方が同じように基本方針というのを持っておりまして、これを6月に改正をしております。これを受けまして、市町村は同様に基本的な構想、今回の内容ですが、県の基本方針に則して今後10年間における目標等を記載するというふうになっております。

基本構想の流れといたしましては、私どもが案を作成いたしまして、意見照会、農業委員会総会、君津市農業協同組合、これを受けて修正いたしまして本協議ということで、県の農業事務所から農林水産政策課、その次に県知事の同意をいただきまして公告、市のほうで行います。そして、この改正の作業が終了するという形になります。

A4の縦長の(案)と書いてある、こちらの資料になります。あと、もう一つ、補足的にはなるのですが、新旧対照表というものも一緒にお配りしております。こちらのよう横に並んでいるもの、この2つです。これを補助的な形で使っていきます。よろしくお願いいたします。

まず、(案)のほうをめぐっていただきまして1ページ目、農業経営基盤の強化の促進に関する目標となっておりますが、こちらについては修正事項としまして人口、方角等、下線を引いてある部分が修正の項目となっております。

続きまして、2の効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方法というのがございます。こちらにつきましては面積のほうが現状と異なっておりますので、1,552ヘクタールの経営耕地面積、水田が1,144ヘクタール、畑が397ヘクタールというふうに変更しております。

その下の行で、数字の下に「農業経営の状況をみると」というふうに始まる文章が2番目にあると思うのですが、こちらのほうにつきましては、水稻、野菜、畜産などの現状について記載をさせていただいております。

また、1ページの一番下の段になります。前構想では兼業農家の戸数について記載をしておりましたが、2020年農林業センサスの基本指標の集計が変わったことにより、販売農家及び自給的農家の戸数に修正してございます。

めぐりまして2ページになります。中段になりますが、(2)、こちらのほうは農業経営体の育成目標ということでございますが、こちらは認定農業者の認定基準の一つでありまして、年間の農業所得、こちら主たる従事者1人当たり520万円程度、年間の労働時間は1,800から2,000時間程度と目標の変更をしております。また、これにつきましては、国のほうで他産業と同程度とする国の示した試算方法を県も採用しておりますので、市もこれを採用している形になっております。

以下、2ページから3ページ、4ページと各事項、文言の修正、訂正を行っております。

続きまして、4ページになります。中段、3、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標、こちらですが、(1)、新規就農の現状ということですが、過去では平均1名というふうになっていたのですが、今回過去5年の実績として平均2.4という記載をしております。

また、それに基づいて2番の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標、こちらについては年間3人というふうにしております。

続きまして、イ、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標、こちらにつきましては認定新規就農者、こちらの認定基準の一つとしております。こちら先ほどの計算と同じように国の試算で行っておりまして、年間農業所得250万円を270万円程度、下線が漏れているかもしれません。270万円程度というふうに変更になっております。また、労働時間を1,800時間からということで追加をしております。

続きまして、飛びます、6ページをお願いします。6ページにつきましては、農業生産の現状と今後の誘導方針ということで、5番になります。こちらのほうは大きいアからイ、畑作部門、7ページ

に行きましてウの施設園芸部門、下のエの畜産部門とございます。こちらにつきましましては、2020年の農林業センサス、これを基に現状を踏まえ、品種、作付面積、扱い品目、生産農家、そういったものの修正、水田の裏作及び課題ですとか、酪農の今後についてということで追加説明を加えております。

続きまして、9ページになります。第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標につきまして、お示ししています。こちらは認定農業者の認定基準の指標となる営農類型でございまして、これについては、過去こちらについて個別経営体は20分類あったのですが、現状にちょっとそぐわないところもありますので、県と協議いたしまして、本市と周辺市、こちらで展開している優良事例を踏まえて、こちらの類型を12にまとめております。以下、企業経営体、組織経営体については、3類型、1類型ということで変更はございません。この内容につきましましては10ページと11ページに一覧、その内容につきまして12ページから27ページまで各詳細を記載しております。これについては説明を省略させていただきます。

続きまして、ちょっと飛びまして28ページをお開きください。第2の2として、こちら入っておりますが、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごと、こちらは新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、認定農業者の認定基準の指標となる営農類型でございます。さきの営農類型と同様に、現状を踏まえつつ、こちらは主要な営農類型として露地野菜専作、観光農園の2つとしました。個別の詳細については、29、30ページに詳細を載せてございます。

続きまして、31ページになります。第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項につきまして、これは法改正により農業を担う者の確保及び育成に関する事項、こちら4つの項目を追加させていただいております。こちらには農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入れ体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担や連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方、取組について、見出し1から4まででまとめております。

続きまして、33ページ、第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項につきまして、中段に表を作成しております。こちら予想農地面積につきましましては2,315ヘクタール、こちらのほうは県の耕地面積の減少の推移ということで、もと数字100%から94.5%に減るということで算出されております、それに基づき予想面積が2,315としております。

Bの利用面積の目標面積、ちょっと飛ばしまして、一番右、目標シェアというところがありますが、こちらは県が効率的かつ安定的な農業地域の農用地の利用に占める割合、農用地の集団化、集約化、こちらの考え方により60%を目標としております。このことから市も同様に見込み、2,315ヘクタールに対しまして60%とし、目標集積面積としては1,380ヘクタールといたしました。

続きまして、飛びます、35ページになります。こちら第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項でございますが、こちらは本市が行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を定めております。こちらには、地域計画策定、利用権設定、その他農業経営基盤促進に関する必要な事項ということで7項目ほどございます。

まず、1に法改正により、法文が書いてありますが、こちらは地域計画策定に関する事項として1に追加をされております。また、この項にありました農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業というのは廃止になりましたので、削除となっております。この地域計画ですが、人・農地プランの内容を引き継いだ計画となっております。地域農業の将来の在り方に加えて目標地図を追加、作成することとなっております。今回の法改正の、このような点という形になります。

この地域計画の詳細な説明につきまして、35ページの下から6行目、1、法第18条から始まる事項についてという欄でございますが、(1)、こちらでは具体的な時期、周知方法、参加者、話し合う内容、相談窓口の設置について、続いてページめくっていただいて36ページになります。2では、人・農地プランの実質化が行われている区域について、農振農用地が含まれるように設定して地域計画で移行するということを決められております。

3につきましては、地域計画の協議の場の設置から公表及び地域計画に基づく利用権設定につきまして進捗管理を記載し、地域計画策定について具体的に規定をしております。

引き続き、36ページ、2、利用権設定等促進事業に関する事項につきましては、こちらは42ページまでございます。ただ、内容的には農地法の改正により農業生産法人という名称がありませんので、農地所有適格法人に修正、農地利用集積円滑化団体は農地中間管理事業に移行、一体化されております。このことから関連する箇所から削除及び項目の並び替え、修正、その他文言の修正を行っております。

続きまして、ちょっと飛びます。45ページ、一番下になります。4、農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項、こちらにつきましては46ページの記載になります。こちらにつきましては、前段については、修正等はア、イ、ウ、エ、オの並びの関係で整理しておりますが、後段に先ほど申し上げた地域計画の実現に向けて、その方策、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る旨、整理し、新規にこの1を追加しております。

続きまして、46ページ、下から3行目、こちらから48ページ3行目まで、6、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項につきまして記載しております。こちらにつきましては、青年等の確保、定着に向けての環境の整備、技術や経営力の向上の支援、地域計画への参加の呼びかけ、様々な補助金を活用したいという情報提供などを修正、追記をしております。

続きまして、48ページをお開きください。中段7、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項につきましては、現状に合わせて地域施策等を行い、また(1)、農地利用集積円滑化団

体が削除されておりますので、農地中間管理機構に修正をしております。

48ページ、下段、第6になります。農地中間管理機構特例事業に関する事項につきましては、前構想の中で利用権設定促進事業に関する事項と各項目のところで、この特例事業についてはうたわれておりました。今回基盤法の基本要綱に基づいて、第7としてこの2つが変更となったことから新たに表記をしておりますが、内容に特に変わったことはございません。

最後に、本件から外れるのですが、50ページ、別表をお開きください。こちら3か所、一番上の行、また(1)の地方自治法の後に続く第1条の3に規定されている部分、そして中段、その言葉につきまして、法の改正により、これで意図するものが規定がなくなったことにより、文章での表現ということ書かれております。

今回の改正案の説明については、以上でございます。

○議長(注連野千佳代君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番(増田 勉君) 質疑というより、ちょっと長過ぎて分からなかったので教えていただきたいのですが、第一印象ですが、農業の大型化、就農、まとめて大きくしてやりなさいと、新規就農者にやってみようというようなことを何か意識的に感じるのですが、特にこの平川地区は山間部のほうはイノシシが出たり担い手が不足したり、とにかくどんどん、どんどん遊休、休んでいる土地が増えてきているわけです。そのようなことを今後どうするのかとか、どういうお手伝いをしていくのかとか、その辺はどこかに記載されているのでしょうか。

○農林振興課(江原正博君) 直接的に規定している内容ではございませんが、地域計画というものを今回お話を進めています。その中でその地区によって、その土地が5年後、10年後、誰が耕作するのか、そういったものを決めて目標地図というのを作っております。その際に当然空いている土地、若しくは今はいるのだけれども、5年後、10年後は変わっているだろうということもやはり考えながら地図を作っていくわけにはいきません。そのことによって、遊休農地になってしまうであろうというものを予防するという効果がございます。あとは、そういうところに遊休農地があるので誰か来てくれないかというのを、地域計画策定の際にお話をしまして、そういったものを埋めていくという形で、そういった遊休農地がこれ以上広がらないよう増えないよう予防するという形の施策が、新規計画には含まれております。

以上です。

○16番(増田 勉君) ありがとうございます。その地域計画の主体とか対象者というのは誰になるのですか。どういうふうにその地域計画というのは立てていくのですか。

○農林振興課(江原正博君) 地域計画につきましては、まず今現在、人・農地プランというものを策定しております。まず、そこで7地区ですか、そういったものでやっておりますが、そういったとこ

ろで現状まだ市も実際に策定事務というのをやったことはございませんので、ある程度まとまっているとところから手をつけるということになっています。今野里大和田、又は大鳥居、こちらのほうで、まず地域計画をつくっていくという形を取ります。そのほか法律では令和7年3月までに全地区において地域計画を策定することというふうに定められておりますが、現状のところ取っかかりがないというのは確かにそのとおりでございます。ですから、地元のそういった集会、若しくはそういったときにお邪魔させていただいて、地元からのお話があって今後のことを考えていきましょうということ、あらゆる場にそういった形でお邪魔しまして、こういうことをやっていきましょう、こういったことで農地を続けていきましょうというような形で地域計画を策定していくという形になります。そういうことで先ほどの資料で、具体的にどういうことを話すか、どういう内容にするかというのを地域計画の中で規定をつくります。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。もう少しお聞きしてもよろしいですか。特に山に近い部分で、もう農地としてとてもじゃないけれども、使えなくて、ずっとただの遊休、休んでいるという意味ではなくて、もうこれ使えないよという場所がたくさんあるのです。ただ、農振地区だからほかの使用目的がない、ただ何にも利用されないで、そういうのも含めて、これから経営基盤を考えていくという発想なのか。それとも多少の線引きを、農振地区の線引きを変えても、そこを資材置場とか、そういうものにどんどん、イノシシも出るのだけれども、資材置場でいいかといって、いいということだったらそのように許可するとか、何かもう少し方向性を市とか地域住民とお話しできないのですか。

○農林振興課（江原正博君） 内容につきましては、また地域計画のお話に関わってくると思いますが、あくまで私どもとしてはその地域、例えば三箇地区ですとか高谷地区ですとか、そういったところにお邪魔しまして、現状はこうなっていますという地図を作っております。その中で現状こうなっていてこういうふうになっているから、農業資材倉庫の用地にしようとか、そういったものを土地所有者を含めて話し合って有効利用していこうという形をつくっていくのが、地域計画であります。確かに理想論というような言われ方もするのですが、そういう形で地元の方がこういうふうに将来を考えて、ここはこういう形で活用していこう、こちらは比較的平たん地でみんなができるから、そういうところに農地を集積しよう、そういうようなことも含めて地域計画のほうでお話をしていくこととなります。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに。

山口委員。

○14番（山口壹弘君） 地域計画とか何かって話ありましたけれども、今までは地元のほうで、はいはい、はいって手を挙げてお願いしますと言わなくては動かなかったみたいだし、やっていなかったみたいだし、これからはそっちの役所のほうの主導でこうしてみませんかというやつが来るのでしょうか。

か。

○農林振興課(江原正博君) こちらとしましても法律上定められております。法制化されましたので、あらゆる機会ですういったお話をしていくということで進めていく考えでおります。ただ、そういった集会の場の情報の提供ですとか、そういったことをやるよとか、そういうことをいただくと、さらにこちらとしては動きやすくなりますので、そういったことは地域の方のご協力がいただけるとありがたいというふうに思っています。

○14番(山口壹弘君) 20年もそういうふうに、もっと早くやってほしかった。

○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。

根本委員。

○13番(根本雅史君) 意見も入ってしまうのですけれども、表現の問題です。何点かあるのですけれども、まず4ページ、上のほうの(エ)の流通対策のところ、最初に「多様化する流通チャンネルに対し」というふうに直っているのですけれども、修正されているのですけれども、前はチャンネルになっていたのです。アルファベットで英語なら発音はチャンネルでいいのですけれども、片仮名にした段階で日本語になっているから、チャンネルのほうがまだ分かりやすいのですけれども、わざわざチャンネルという言葉を使わなくても流通経路という日本語では駄目ですか。そのほうが分かりやすいのではないですか。

○農林振興課(江原正博君) 確かに何で横文字にしているのかでございしますが、流通経路に対しということで、バイパス、流通経路、こういうこととお話的にはつながっていくと思いますので、こちらで訂正させていただきたいと思います。

○13番(根本雅史君) 2点目ですけれども、6ページ、一番下から2行目、「出荷調製労力の省力化」という言葉が出てくるのですけれども、出荷調製の「セイ」は製造の製でいいのですか。整えるの整というのもあるのですけれども。この製だと注文して生産するという意味になるのですよね。もう一つ、整えるは適当な状況にするという意味なのですから、これはどっちの意味で使っているのですか。そもそも出荷調製労力という言葉は初めて聞いたので、どっちの意味なのか。出荷調整とよく使いますけれども、それは普通は整えるほうを使うのではないですか。

○農林振興課(江原正博君) そうですね。調製の「セイ」の字が整える整。

○13番(根本雅史君) これまた後で検討してもらってもいいと思いますけれども。それから、8ページ、上から6行目、「農事組合法人袖ヶ浦WC S 所有の機械を袖ヶ浦酪農組合員が共有で使用することで、」と書いてあるのですけれども、これ矛盾していませんか。農事組合法人が所有しているものを酪農組合員が共有するというのは、論理的におかしいのではないですか。共同ではないのですか。農事組合法人が所有しているものを、酪農組合員が共同で使用するのではないですか。でないとな両方が共有していたらおかしいのではないですか。それとも、これは農事組合法人と酪農組合員が両方で共有しているということですか。所有権を誰が持っているのですか。組合法人が所有しているものを

使うという意味ですか。ならば共同でいいと思いますけれども。

○農林振興課（江原正博君） 確におっしゃるとおり、2つが所有権を持っているという形になってしまいますので、実際には農事組合のほうが持っているものになりますので、「共同で」という形で直させていただきます。

○13番（根本雅史君） もう一つは、大したことはないのですが、31ページ、1番の一番下から3行目、「他の仕事ともに」、「と」が抜けているのではないですか、これ、脱字。「仕事とともに」。

○農林振興課（江原正博君） 今「他の仕事ともに」というようになっております。「他の仕事と」。

○13番（根本雅史君） 「と」が入るのですね。

○農林振興課（江原正博君） はい、入ります。失礼しました。

○13番（根本雅史君） 以上です。

○農林振興課（江原正博君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

ちなみに、この前の10年間でつくられたものを基に、この下線が引いてあるところを新たに変えてつくりまますよということですね。

○農林振興課（江原正博君） はい、そうです。

○議長（注連野千佳代君） 簡単に言うと大体大きな変更点みたいなものというのと、どういうものになってくるのですか。

○農林振興課（江原正博君） 冒頭で申し上げましたが、先ほど頻繁に出てくる地域計画というものが法制化されて、より国が後押しするという形で法制化されております。それに伴って、担い手人材の不足という点もありますので、農地の集約化、効率化とか、そういったものをうたっております。

また、内容としましては、若い方の新規就農等をやっていく方、農業の担い手を確保する、育成するというものを特に評価した形で記載をしております。前回も地域計画以外につきましては、そういったことはうたっているのですが、より法律で明確にし、基本構想を推進するよという形になっています。

○議長（注連野千佳代君） 地域計画の策定というのが、期限が決まって実施してくださいよという国からのお達しが出たと思うのですが、それが多分現実的に役所の方もかなりタイトで難しいのではないかと考えているのではないかと思いますけれども、その辺はもうやるのだったらどんどんやっていかなければいけないけれども、一度にやるのだよというところで、例えばどこかの地区から順次やっていくようなお考えなのか、どうやって進めていくように考えていらっしゃいますか。

○農林振興課（江原正博君） 形としては、先ほど申し上げた人・農地プラン、これを実質化した地区がございます。上宿ですとか百目木ですとか勝ですとか、先ほど言った野里大和田、大鳥居、三ツ作ですとか百目木、そういったところが実質化していて、この基本的な考えの下、プラスして先ほど言った目標地図というものを作っていく形になります。ですから、ゼロからつくるというのは、実際こ

ちらも経験したことがないのでかなり手間取るということで、一応県からモデルということで大鳥居、この地区につきましてはモデルケースとして進めるようにという形になっております。そのほかも形ができておりますので、順次お話ししていった地図の作成を目指して、そういった会合にお話に向っております。ただ、ここの部分なのですが、全地区、令和7年3月までにできるのかと言われてますと、正直市もそうですが、県もちょっと難し過ぎるよねというのが本音でございます。ですから、手が挙げたり、先ほど言ったように情報の提供があったところから順次手をつけていくという形が、まず人・農地プラン作成したところ、次にそういった形のお話をいただいたところ、そういったところから順次手をつけていった、最終的に地域計画を策定するという形が一番現実的ではないかという形になります。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

増田委員。

○16番（増田 勉君） 資料の1ページに基本構想の変更の流れの中で、最後に公告、掲示板という記載になっているのですが、この掲示板というのは広報そでがうらに載るとか、各地区に農家に回覧物としてそういう変更のものが流れるとか、正式にはどういった形で私たちに周知されるのでしょうか。

○農林振興課（江原正博君） 最終的な公告というのは市のお話になるのですが、こちらのほうは地域の同意を得た後に、この内容について問題ありませんと、そういう形が来ましたら、それを基本的には市の庁舎、平川行政センター、長浦行政センター、そういったところの掲示板に貼り出して公告というものが成立いたします。ただ、それだけでは周知として足りませんので、その部分につきましては、ホームページももちろんですが、そういったものができましたよということで広報も考えなくてはいけませんし、また先ほど言った集会ですとか、そういったところにこういうふうにできましたということ、そういったもので配ります。そして、周知も図っていきたいと考えております。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ご意見を伺います。ご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、これにて採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については、意見なしとして答申いたします。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条各号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件について御報告いたします。

議案の7ページ、8ページを御覧ください。今回報告する案件につきましては、令和5年7月1日から7月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は2件でございます。

協議報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約の通知は1件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第18回農業委員会総会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時26分 閉会